

別添 1

産前産後休業期間に係る共済掛金の免除について

平成26年4月

公立学校共済組合高知支部

平成 26 年 4 月から
産前産後休業中に申出をした組合員の共済掛金が免除されます
(互助会掛金は免除されません)

1 制度の概要

次世代育成支援の観点から、産前産後休業(※)を取得し、当該休業中に掛金免除の申出をされた方の共済掛金を育児休業と同様に免除します。(短期、介護及び長期掛金を免除)

※ 産前産後休業とは

「産前産後休業」とは、出産日(出産日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前 42 日(多胎妊娠の場合は 98 日)から、出産日後 56 日までの期間で、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間(特別休暇の産前産後休暇とされた期間)をいいます。

条例、規則等により産前8週間など、長期の休暇が付与される場合であっても、掛金免除の対象となるのは、出産日以前 42 日から出産日後 56 日までの期間となります。

※ 掛金免除期間

産前産後休業期間中における共済掛金の免除期間とは、出産日(出産予定日)以前 42 日の属する月から出産日後 56 日の翌日の属する月の前月までの期間をいいます。

(例)

産前産後休業期間が 4/25 ～ 7/31 の場合 ⇒ 4 月～7 月の共済掛金が免除

産前産後休業期間が 4/24 ～ 7/30 の場合 ⇒ 4 月～6 月の共済掛金が免除

[参 考]

産前産後休業期間終了後、引き続き育児休業を取得することで、産前産後休業に係る掛金免除終了月の翌月から育児休業掛金免除が適用されることとなります。

(従前どおりの育児休業掛金免除に係る申出手続を要します。)

2 産前産後休業中の掛金免除の例

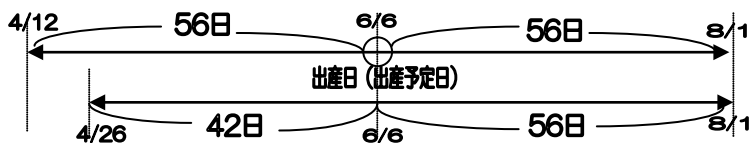
特別休暇の産前産後休暇が条例、規則等により産前8週間及び産後8週間に定められ、その全期間(産前8週間及び産後8週間)について特別休暇を取得する場合

① 出産予定日に出産した場合

出産予定日と出産日が同一日である場合は、産前産後休業の開始日(出産日以前 42 日)の属する月から終了日(出産日後 56 日)の翌日の属する月の前月まで共済掛金が免除されます。

(例)

特別休暇の産前産後休暇
共済掛金免除の対象期間



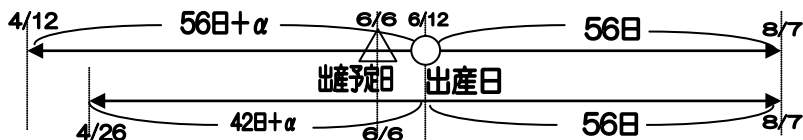
上記の例は、産前産後休業に係る共済掛金の免除対象期間が4月26日から8月1日までとなるため、申出をすることで4月から7月までの共済掛金が免除されます。

② 出産日が出産予定日より遅くなった場合

出産日が出産予定日より遅くなった場合は、出産予定日以前42日の属する月から出産日後56日の翌日の属する月の前月までの共済掛金が免除されます。(産前休業に係る掛金免除期間(出産予定日以前42日)に出産予定日から出産日までの期間が加算されます。)

(例)

特別休暇の産前産後休暇
共済掛金免除の対象期間



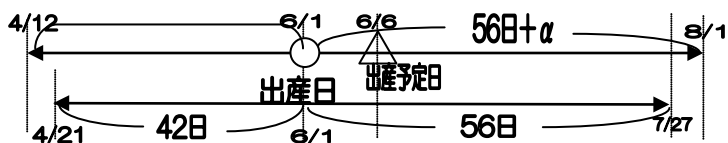
上記の例は、産前産後休業に係る共済掛金の免除対象期間が(4月26日～8月1日) → (4月26日～8月7日)に変更となります。(免除の対象月に変更はありませんが、必ず申出が必要です。)

③ 出産予定日より早く出産した場合

出産予定日より出産日が早くなった場合は、出産日以前42日の属する月から出産日後56日の翌日の属する月の前月までの共済掛金が免除されます。(出産が早まることで産前産後休業に係る掛金免除期間の開始日が4月26日から4月21日へ、終了日が8月1日から7月27日にそれぞれ変更されます。)

(例)

特別休暇の産前産後休暇
共済掛金免除の対象期間



上記の例の場合は、産前産後休業に係る共済掛金の免除対象期間が(4月26日～8月1日) → (4月21日～7月27日)に変更となります。(4月から6月までの共済掛金が免除されます。)

また、特別休暇の産後休暇は8月1日まで付与されますので、引き続き育児休業を取得する場合は8月から育児休業に係る掛金免除が適用されます。(7月の共済掛金は徴収されます)

3 産前産後休業中の共済掛金免除の申出

(1) 産前休暇取得時の申出

産前産後休業期間中の共済掛金免除の適用を受けるためには、該当する組合員が産前産後休業期間中に公立学校共済組合高知支部に申出を行う必要があります。特別休暇の産前産後休暇が承認された場合は、別紙「産前産後休業掛金免除(変更)申出書」に次の書類を添付して速やかに提出してください。

(添付書類) ① 産前産後休暇を取得していること及びその期間を確認できる書類

- ・出勤簿または休暇届の写し
- ・特別休暇申請書の写し など

② 子の出産予定日及び出産予定人数を確認できる書類

- ・母子手帳の写し
- ・妊娠証明書
- ・医師の診断書 など

(注) ・写しには、必ず所属所長の原本証明を行ってください。

(2) 出産後の申出

産前産後休業期間中の共済掛金の免除は出産日によって対象期間が変更となります。(出産予定日に出産した場合を除く。)

したがって、出産した後、再度、別紙「産前産後休業掛金免除(変更)申出書」(前記(1)と同じ様式)に次の書類を添付して速やかに提出してください。(出産予定日に出産した場合は出産日を確認する必要がありますので、添付書類のみ提出してください。)

(添付書類) ① 産前産後休暇を取得していること及び変更後の期間を確認できる書類

- ・出勤簿または休暇届の写し
- ・特別休暇申請書の写し など

② 子の出産日及び出産人数を確認できる書類

- ・母子手帳の写し
- ・出産費の請求書の写し(医師の証明がなされている場合に限る。)
- ・出生届受理証明書 など

(注) ・写しには、必ず所属所長の原本証明を行ってください。

【お願い】

特別休暇の産前産後休業は育児休業とは異なり給与支払者において迅速に情報を把握することが困難であるため、上記の申出が遅れた場合には共済掛金の免除が行われなことがあります。

各所属所におかれましては、該当者がいる場合には速やかに上記の申出を行っていただきますよう、ご協力をお願いします。

(3) 申出書に記載する産前産後休業の期間

特別休暇の産前産後休暇が承認された時点と、出産後に提出する場合の別紙「産前産後休業掛金免除(変更)申出書」に記載する産前産後休業の期間は次の表のとおりです。

【 申出時の提出書類及び区分別記載項目の一覧 】

申出の時期		提出区分		「産前産後休業掛金免除(変更)申出書」の記載項目		
		申出書	添付書類			
特別休暇の産前産後休暇の承認時		○	○	産前産後休業の期間	初 日	出産予定日以前 42 日
					終 了 日	出産予定日後 56 日
				産前産後休業の期間 (変更後)	初 日	(未記入)
					終 了 日	(未記入)
出 産 後	出産予定日 に出産した 場合	×	○	産前産後休業の期間	初 日	(提出不要)
					終 了 日	(提出不要)
				産前産後休業の期間 (変更後)	初 日	(提出不要)
					終 了 日	(提出不要)
	出産日が出 産予定日より 遅くなった 場合	○	○	産前産後休業の期間	初 日	出産予定日以前 42 日
					終 了 日	出産予定日後 56 日
				産前産後休業の期間 (変更後)	初 日	出産予定日以前 42 日
					終 了 日	出産日後 56 日
出産予定日 より早く出 産した場 合	○	○	産前産後休業の期間	初 日	出産予定日以前 42 日	
				終 了 日	出産予定日後 56 日	
			産前産後休業の期間 (変更後)	初 日	出産日以前 42 日	
				終 了 日	出産日後 56 日	

(注)

- ・出産予定日に出産した場合は、添付書類のみ提出することとなります。
- ・共済掛金の免除事務を円滑に行うため、事由に該当した場合は速やかに手続きをおこなってください。
- ・産前産後休業期間(出産日以前 42 日と出産日後 56 日)の計算については、出産予定日と出産日を入力すると該当期間を表示するツールが協会けんぽのホームページに掲載されていますので、適宜利用してください。(出産前に利用する場合の出産日には、出産予定日を入力してください。)

産前産後期間計算

検索

4 平成 26 年 4 月 1 日以前から産前産後休暇を取得している場合

産前産後休業期間中の共済掛金免除は平成 26 年 4 月 1 日から適用されます。したがって、平成 26 年 4 月 1 日以前から産前産後休業を取得されている方は、平成 26 年 4 月 1 日から産前産後休業を開始したものとみなすこととなります。

(例1) 平成 26 年 5 月 20 日まで特別休暇の産前産後休暇を取得している場合は、平成 26 年 4 月 1 日から同年 5 月 20 日までの期間が共済掛金の免除対象期間となるため、平成 26 年 4 月のみ共済掛金が免除されます。

〔 注意 〕

(例1) の場合において、出産予定日以前に出産し、出産予定日から出産日までの期間が産後休暇に加算されている場合の共済掛金の免除対象期間の終了日(出産日後 56 日)は、産後休暇の終了日と一致しないこととなります。

(例2) 平成 26 年 4 月 20 日まで特別休暇の産前産後休暇を取得している場合は、平成 26 年 4 月 1 日から同月 20 日までの期間が共済掛金の免除対象期間となるため、共済掛金は免除されません。

〔 注意 〕

産前産後休業期間中の共済掛金の免除対象期間は出産日後 56 日の翌日の属する月の前月までとなります。ただし、産後休暇に引き続き育児休業を取得する場合は、育児休業に係る掛金免除が適用されません。

〔お問い合わせ先〕

公立学校共済組合高知支部

福利班 掛金担当

☎ (088)821-4755

産前産後休業掛金免除 申出書
産前産後休業掛金免除変更

組合員	氏名		組合員証 記号番号	公立高知 第 号
	生年月日	年 月 日		
所属機関	名称			
	所在地			
産前産後休業の期間		初 日	平成 年 月 日	
		終了日	平成 年 月 日	
産前産後休業の期間 (変更後)		初 日	平成 年 月 日	
		終了日	平成 年 月 日	
出産予定日			平成 年 月 日	
出 産 日			平成 年 月 日	
出産（予定）種別			単胎 ・ 多胎	
<p>地方公務員等共済組合法 第114条の2の2の規定により、産前産後休業期間に係る掛金免除（変更）を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合高知支部長 様</p> <p>平成 年 月 日 住所 申出者 氏名 印</p>				
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>平成 年 月 日 職名 所属所長 氏名 印</p>				

1. 産前休暇取得時、及び出産後に必要事項を記入し、所属所長の証明を受けたうえで、速やかに共済組合へ提出してください。

2. 産前産後休業の期間は、次のとおりです。

産前産後休業の期間	初 日	出産予定日以前 42 日の日（多胎妊娠の場合は 98 日）
	終了日	出産予定日後 56 日の日
産前産後休業の期間 (変更後)	初 日	出産日以前 42 日の日（出産予定日後の出産の場合は、出産予定日以前 42 日の日）
	終了日	出産日後 56 日の日

3. 休暇届の写し等、産前産後休業及びその期間を確認できる書類、並びに、母子手帳の写し等、出産(予定)日及び出産(予定)人数を確認できる書類を添付してください。

記載例 1 (産前休暇取得時の免除申出)

産前産後休業掛金免除

産前産後休業掛金免除変更 申出書

組合員	氏名	公立 花子	組合員証 記号番号	公立高知 第 0000000 号
	生年月日	昭和00年 0月 0日		
所属機関	名称	××市立××小学校		
	所在地	××市××000		
産前産後休業の期間		初日	平成 26 年 4 月 26 日	
		終了日	平成 26 年 8 月 1 日	
産前産後休業の期間 (変更後)		初日	平成 年 月 日	
		終了日	平成 年 月 日	
出産予定日			平成 26 年 6 月 6 日	
出産日			平成 年 月 日	
出産(予定)種別			単胎 ・ 多胎	
<p>方公務員等共済組合法 第114条の2の2の規定により、産前産後休業期間に係る掛金免除(変更)を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合高知支部長 様 平成 26 年 4 月 26 日</p> <p>申出者 住所 ××市××000 氏名 公立 花子 (印)</p>				
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 26 年 4 月 26 日</p> <p>所属所長 職名 ××市立××小学校長 氏名 共済 一郎 (印)</p>				

記載例 2（出産後の変更申出を行う場合）出産予定日後の出産

産前産後休業掛金免除

申出書

産前産後休業掛金免除変更

組合員	氏名	公立 花子	組合員証 記号番号	公立高知 第〇〇〇〇〇〇号
	生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日		
所属機関	名称	××市立××小学校		
	所在地	××市××〇〇〇		
産前産後休業の期間		初日	平成 26年 4月 26日	
		終了日	平成 26年 8月 1日	
産前産後休業の期間 (変更後)		初日	平成 26年 4月 26日	
		終了日	平成 26年 8月 7日	
出産予定日			平成 26年 6月 6日	
出 産 日			平成 26年 6月 12日	
出産（予定）種別			単胎 ・ 多胎	
<p>地方公務員等共済組合法 第 114 条の 2 の 2 の規定により、産前産後休業期間 に係る掛金免除（変更）を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合高知支部長 様 平成 26年 6月 15日</p> <p>申出者 住所 ××市××〇〇〇 氏名 公立 花子 印</p>				
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 26年 6月 15日</p> <p>所属所長 職名 ××市立××小学校長 氏名 共済 一郎 印</p>				

記載例 3（出産後の変更申出を行う場合）出産予定日前の出産

産前産後休業掛金免除

申出書

産前産後休業掛金免除変更

組合員	氏名	公立 花子	組合員証 記号番号	公立高知 第000000号
	生年月日	昭和00年 0月 0日		
所属機関	名称	××市立××小学校		
	所在地	××市××000		
産前産後休業の期間		初日	平成 26年 4月 26日	
		終了日	平成 26年 8月 1日	
産前産後休業の期間 (変更後)		初日	平成 26年 4月 21日	
		終了日	平成 26年 7月 27日	
出産予定日			平成 26年 6月 6日	
出 産 日			平成 26年 6月 1日	
出産（予定）種別			単胎 ・ 多胎	
<p>地方公務員等共済組合法 第114条の2の2の規定により、産前産後休業期間 に係る掛金免除（変更）を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合高知支部長 様 平成 26年 6月 5日</p> <p>申出者 住所 ××市××000 氏名 公立 花子 印</p>				
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 26年 6月 5日</p> <p>所属所長 職名 ××市立××小学校長 氏名 共済 一郎 印</p>				